第８号様式

委　託　契　約　書

発注者　　青森県

受注者　　青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

　上記当事者間において、要配慮者等の宿泊施設への避難支援に関する業務委託のため、次のとおり委託契約を締結した。

（委託業務）

第１条　発注者は、次に掲げる業務（以下「委託業務」という。）の実施を受注者に委託し、受注者は、これを受託した。

　（１）委託業務名　　（災害名称）に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

　（２）委託業務内容　別紙仕様書のとおり

（委託期間）

第２条　委託の期間は、契約締結の日から平成　　年　　月　　日までとする。

（委託料）

第３条　委託料は、金　　　　　　　　　　　円（うち取引に係る消費税及び地方消費税

　　　　　　　　　　　円）とする。

（契約保証金）

第４条　契約保証金は、免除する。

（権利の譲渡等の制限）

第５条　受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合、この限りではない。

（再委託等の制限）

第６条　受注者は、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（調査等）

第７条　発注者は必要に応じ、委託等の実施状況について調査を行い、また、受注者に報告を求めることができる。

２　発注者は、前項の調査の結果、受注者の行った委託業務が業務委託仕様書に適合しないと認めた場合は、委託業務の見直しを求めることができる。

（委託業務の内容の変更）

第８条　発注者は、契約締結後の事情の変化により必要があると認めるときは、受注者に対し、理由を明示して、委託業務の内容の全部若しくは一部を変更し、又は委託業務の全部若しくは一部の実施を延期若しくは中止するよう求めることができる。

（委託業務の実施上の損害）

第９条　委託業務の実施にあたり受注者に生じた損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担とする。

２　委託業務の実施にあたり受注者が第三者に及ぼした損害は、発注者の責めに帰する理由による場合を除き、受注者の負担においてその賠償をするものとする。

（関係書類等の備付け等）

第１０条　受注者は、委託業務に係る収支及び要配慮者等の受入れの状況を明らかにするための書類及び帳簿を備え付け、委託業務を完了した年度の翌年度から５年間保管しなければならない。

（委託業務の実施に係る指示）

第１１条　発注者は、委託業務の実施について、受注者に対し、必要な事項を指示することができる。

（検査）

第１２条　受注者は、委託業務を完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を発注者に提出し、その検査を受けなければならない。

２　発注者は、前項の検査の結果、合格と認めたときは、その旨を受注者に通知するものとする。

３　受注者は、第１項の検査に合格しなかったときは、発注者の指定する期日までに補正の上、発注者の再検査を受けなければならない。

４　第２項の規定は、前項の再検査について準用する。

（委託料の支払）

第１３条　受注者は、請求書により委託料の１０分の４以内の概算払を発注者に請求することができる。また、受注者は、業務の実施状況に応じて、それに係る経費が１０分の４を超える場合は、発注者と協議の上、必要な額の概算払を発注者に請求することができる。

２　発注者は、前項の規定による請求書を受理した日から起算して１４日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。

３　受注者は、前条の規定により合格と認められたときは、第１項で請求した額を差し引いた委託料を請求書により発注者に請求するものとする。

４　発注者は、前項の請求書を受理した日から起算して３０日以内に同項の委託料を受注者に支払うものとする。

（遅延利息）

第１４条　受注者は、その責めに帰する理由により委託期間内に委託業務を完了しなかった場合は、当該期間の終了した日の翌日から完了した日までの日数に応じ、委託料につき年＜財務規則で定める率＞パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として発注者に納付するものとする。

２　前項の遅延利息の額が１００円未満であるとき、又その額に１００円未満の端数があるときは、その金額又は端数を切り捨てるものとする。

（過払金の返還）

第１５条　受注者は、第１３条第２項の規定により支払いを受けた委託料の額が、精算額を超えた場合は、その超えた額を発注者の指定する期日までに返還しなければならない。

２　発注者は、受注者が前項の規定による返還額を所定の期日までに納付しないときは、遅延日数に応じ、年＜財務規則で定める率＞パーセントの割合で計算して得た金額を遅延利息として、受注者に請求することができる。

３　前条第２項の規定は、前項の遅延利息の額の計算について準用する。

（契約の解除）

第１６条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

（１）その責めに帰する理由により委託業務を実施しなかったとき、又は委託業務を実施する見込みがないと明らかに認められるとき。

（２）その他この契約に違反したとき。

（違約金）

第１７条　発注者は、第１６条の規定によりこの契約を解除した場合は、委託料の１００分の５に相当する金額を違約金として受注者から徴収する。

２　第１４条第２項の規定は、前項の違約金の額の計算について準用する。

（損害賠償）

第１８条　発注者は、第１６条の規定によりこの契約を解除した場合において前条の違約金の額を超えた金額の損害が生じたときは、その超えた金額を損害賠償として受注者から徴収する。

（秘密の保持）

第１９条　受注者は、委託業務の実施上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第２０条　受注者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うにあたっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

（個人情報の保護）

第２１条　受注者は、この契約による事務を処理にあたっては、別記「暴力団排除に係る特記事項」を守らなければならない。

（協議事項）

第２２条　この契約書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

　上記契約の成立を証するため、この契約書を２通作成し、両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

　　　　　年　　　　月　　　日

発注者　青森県青森市長島１丁目１番１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　青森県知事　　○○　　○○

受注者　青森県青森市本町２丁目３番４号

　青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　理　事　長　　○○　　○○

個人情報取扱特記事項

　（基本的事項）

第１　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、当該事務に係る個人情報を適正に取り扱わなければならない。

　（秘密の保持）

第２　受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

　（取得の制限）

第３　受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により取得しなければならない。

　（適正管理）

第４　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の当該個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（作業場所の特定等）

第５　受注者は、受注者の執務室において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

２　受注者は、発注者の承認がある場合を除き、前項の作業場所から、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

　（目的外利用及び提供の禁止）

第６　受注者は、発注者の指示又は承認がある場合を除き、この契約による事務に係る個人情報を当該事務の目的以外の目的に自ら利用し、又は第三者に提供してはならない。

　（複写又は複製の禁止）

第７　受注者は、発注者の承認がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為をしてはならない。

　（再委託の禁止）

第８　受注者は、この契約による事務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、発注者の承認がある場合を除き、第三者にその処理を委託し、又はこれに類する行為をしてはならない。

（資料等の返還等）

第９　受注者は、この契約による事務を実施するために発注者から引き渡され、又は自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、事務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

　（従業者への周知）

第10　受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、当該義務に違反したときは青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）の規定により罰則が科される場合があることなど、当該事務に係る個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

　（実地調査の受入れ）

第11　受注者は、この契約による事務に係る個人情報の適正な取扱いを確保するため、発注者が当該個人情報の取扱いの状況について実地に調査しようとするときは、これを拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

　（事故発生時における報告）

第12　受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

暴力団排除に係る特記事項

　（総則）

第１　受注者は、青森県暴力団排除条例（平成23年3月青森県条例第9号）の基本理念に則り、この特記事項が添付される契約（以下「本契約」という。）及びこの特記事項を守らなければならない。

　（暴力団排除に係る契約の解除）

第２　発注者は、受注者（第1号から第5号までに掲げる場合にあっては、受注者又はその支配人（受注者が法人の場合にあっては、受注者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者））が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。第5号及び第6号において同じ。）であると認められるとき。

(2)　自己若しくは第三者の不正な利益を図り又は第三者に損害を与える目的で暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）の威力を利用したと認められるとき。

(3)　暴力団の威力を利用する目的で金品その他財産上の利益の供与（以下この号及び次号において「金品等の供与」という。）をし、又は暴力団の活動若しくは運営を支援する目的で相当の対価を得ない金品等の供与をしたと認められるとき。

(4)　正当な理由がある場合を除き、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら金品等の供与をしたと認められるとき。

(5) 暴力団員と交際していると認められるとき。

(6) 暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与していると認められるとき。

(7)　その者又はその支配人（その者が法人の場合にあっては、その者又はその役員若しくはその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者）が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら当該者とこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約を締結したと認められるとき。

(8)　第1号から第6号までのいずれかに該当する者を契約の相手方とするこの契約に係る下請契約、材料等の購入契約その他の契約（前号に該当する場合の当該契約を除く。）について、発注者が求めた当該契約の解除に従わなかったとき。

２　前項の規定により契約を解除した場合の契約保証金の帰属、違約金及び損害賠償については、本契約の規定による。

　（不当介入に係る報告・通報）

第３　受注者は、受注者及び下請負者等に対して暴力団員等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。

（災害名称）に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務委託　仕様書

１　業務の目的

　　（災害名称）により被災した要配慮者等の宿泊施設への避難支援を目的とする。

２　業務内容

　　受注者が行う業務内容は、次のとおりとする。

（１）受注者の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供

（２）受注者の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送

（３）上記業務に係る受注者の組合員等との調整

３　費用の種類及び基準額

　　受注者が行う業務について、委託料として算定する費用の種類及び基準額は下表のとおりとする。

受注者は、委託業務完了報告書において費用の種類毎に内訳を明示し、委託料の精算を行うものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 費用の種類 | 費用の基準額（税抜） |
| （１） | 受注者の組合員が所有する宿泊施設への宿泊費用（宿泊に付随する入浴及び食事の提供の費用を含む。） | １人当たり１泊３食付き  　　　　　　　　円以内  （※基準額を細分化する場合は、適宜追加すること） |
| （２） | 受注者の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送費用 | 要した費用の実費額以内 |
| （３） | 受注者の事務管理費 | （１）及び（２）の経費の合計額の  　　　　　　パーセント以内 |

４　その他

　　契約書、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定及び災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目に定めのない事項については、発注者及び受注者が協議の上、決定するものとする。

　　　年　　　月　　　日

　　青森県知事　　　　　　　殿

住　　所　青森市本町２－３－４

名　　称　青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

代表者名

概 算 払 請 求 書（　　回目）

１．委託業務名

　　（災害名称）に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

２．請求金額

　金　　　　　　　　　　　　　　　　円（税込）

３．請求金額の内訳

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委託契約額（Ａ） | | 円 | |
| 受領済額（Ｂ） | | 円 | |
| 今回請求額（Ｃ） | | 円 | |
|  | （内訳） |  | |
| 宿泊費用 | | 円 |
| 移送費用 | 円 | |
| 事務管理費 | 円 | |
| 消費税 | 円 | |
| 残額（Ａ－Ｂ－Ｃ） | | 円 | |

４．振込先金融機関名等

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |

　　　年　　　月　　　日

　　青森県知事　　　　　　　殿

住　　所　青森市本町２－３－４

名　　称　青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

代表者名

請 求 書

１．委託業務名

　　（災害名称）に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

２．請求金額

　金　　　　　　　　　　　　　　　　円（税込）

３．請求金額の内訳

|  |  |
| --- | --- |
| 委託契約額（Ａ） | 円 |
| 受領済額（Ｂ） | 円 |
| 精算額（Ｃ） | 円 |
| 今回請求額（Ｃ－Ｂ） | 円 |

４．振込先金融機関名等

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |
| 預金種別 |  |
| 口座番号 |  |
| 口座名義 |  |

　　　年　　　月　　　日

　　青森県知事　　　　　　　殿

住　　所　青森市本町２－３－４

名　　称　青森県旅館ホテル生活衛生同業組合

代表者名

委託業務完了報告書

１．委託業務名

　　（災害名称）に係る要配慮者等の宿泊施設への避難支援業務

２．委託料の精算額

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 委託契約額（Ａ） | | 円 | |
| 受領済額（Ｂ） | | 円 | |
| 精　算　額（Ｃ） | | 円 | |
|  | （内訳） |  | |
| 宿泊費用 | | 円 |
| 移送費用 | 円 | |
| 事務管理費 | 円 | |
| 消費税 | 円 | |
| 未請求額（過払額）  （Ｃ－Ｂ） | | 円 | |

３．業務の実施状況

|  |  |
| --- | --- |
| 宿泊施設への避難者数（実人数） | 人 |
| 宿泊施設への延避難日数 | 日 |
| 宿泊施設への延宿泊数 | 日 |
| 宿泊施設への移送回数 | 回 |

　　※内訳は実績報告書（協定第９号様式）のとおり。